

## 公益財団法人東京都都市づくり公社行動計画

公社職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年 4月 1日～平成35年 3月31日までの 5年間

2. 内容

目標1：妊娠出産休暇や育児休業等、育児休業給付、育児休業期間中の社会保険料免除などの周知や情報提供を行う。

<対策>

(～平成30年 3月 法に基づく諸制度の調査)

- 平成30年 4月～ 職員へ制度に関する資料を社内掲示板等にて周知・徹底を図る
- 法改正時 その都度、公社規程改正及び職員への周知・徹底を図る

目標2：所定外労働を削減するための周知・徹底を図る。

<対策>

(～平成30年 3月 各管理職に所定外労働の削減目標の設定を図る)

- 平成30年 4月～ 引き続き、各管理職による所定外労働の削減目標の設定を行い、実施する